

国官会第772号  
平成19年8月28日

都道府県知事  
政令指定都市の長

殿

国土交通事務次官

国土交通省所管補助事業等における談合等の不正行為に係る  
違約金等の取扱いについて

国土交通省所管補助事業等の執行については、従来から「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下、「補助金等適正化法」という。）に基づく適正な執行をお願いしてきたところである。

しかしながら、談合等の不正行為に伴い発生している国土交通省所管補助事業等における損害額については、厳しい財政状況の下、「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれたものであることに特に留意し」（補助金等適正化法第3条）、その回復に努めることがより一層求められている。

国土交通省所管補助事業等において受注業者間による談合等の不正行為により被った損害額が違約金条項及び裁判等で確定し、補助事業者等に対し違約金及び損害賠償金等（以下、「違約金等」という。）が納付された場合には、下記により補助金等の返還に係る事務を行うこととなるので、この旨周知徹底のうえ遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴管下市町村が行う補助事業等についても同様に処理することとなるので、この旨周知徹底されたい。

記

1. 完了実績報告書の再度の提出

国土交通省所管補助事業等において談合等の不正行為を行った受注業者等から補助事業者等に対し違約金等が納付された場合には、当該納付金額のうち補助金等相当額分については、本来談合等の不正行為がなければ補助金等の交付が必要なかったものであるため、当該過大交付分を減額精算した完了実績報告書を再度提出することとなる。

2. 補助金等の返還

上記のとおり完了実績報告書の再度の提出を受けた場合には、当省において

補助金等適正化法第15条に基づき補助金等の額の確定を再度行い、同法第18条第2項に基づき既交付額のうち過大交付となった補助金等の額の返還を命じることとなる。

なお、補助事業者等が上記返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、補助金等適正化法第19条第2項に基づく延滞金が課されることとなるため、当該返還については速やかに措置されたい。

### 3. 補助金等の返還に係る手続等の窓口

上記手続等の窓口については、原則として地方整備局等において一元的に対応することとなる。